

黒部市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

1 制度の目的

黒部市立図書館（以下「図書館」という。）に開架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実させ、利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

- (1) 雑誌スポンサー制度を利用し広告を掲載する民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に、図書館に開架する雑誌の購入代金を負担していただきます。
- (2) スポンサーは、開架する雑誌の最新号にかけるカバーの表面にスポンサーの名称等を、カバーの裏面にスポンサーの広告をそれぞれ掲載することができます。
- (3) この制度における雑誌の調達は図書館で行い、その所有権は、黒部市に帰属します。

3 スポンサー及び広告の内容

- (1) スポンサーは、企業等の団体、個人の事業者、公共的団体又はこれらに類する者とします。ただし、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条各号のいずれかに該当する業種又は事業者（広告の掲載期間中に該当することとなった場合を含む。）は対象としません。
- (2) 雑誌の発行元は自らが発行する雑誌のスポンサーになれません。
- (3) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものに限り、ます。

4 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌

原則として、黒部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が雑誌スポンサー制度の対象として指定する雑誌の中から選定していただきます。これ以外の雑誌の提供を希望する場合は、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り、提供できます。

5 広告の規格及び掲載方法

- (1) 提供いただく雑誌の最新号のカバーの表面に、スポンサーの名称等を表示します。

掲載するスポンサーの名称等の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内とし、掲載位置はカバーの中心から下側の部分とします。

- (2) 提供いただく雑誌の最新号のカバーの裏面に、広告1枚を掲示できます。

掲載する広告は片面印刷のものとし、最大でカバーの裏面に収まる大きさとし、なお、掲載する広告はスポンサーが作成してください。

- (3) 図書館のホームページ内に、スポンサーの名称及び提供を受ける雑誌等について掲載します。

- (4) 広告は、次項の掲載期間内に刊行される雑誌に掲載します。

6 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、教育委員会が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとします。ただし、掲載の決定が1月から3月までの間になると見込まれるときは、教育委員会との協議により、その年の4月1日から翌年の3月31日までとすることができます。

また、1月31日までに、スポンサーから雑誌提供終了届の提出がない場合は、自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

なお、広告は、負担していただく雑誌の購入代金の支払を確認した後に掲載させていただきます。

7 申込方法

「黒部市立図書館雑誌スポンサー制度申込書」（黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類と併せて図書館に申し込みください。また、郵送による申し込みも受け付けています。

8 スポンサー及び広告内容の審査

スポンサー及び広告内容について、教育委員会で審査を行います。審査結果については「黒部市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書」（黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第2号）により申込者に通知します。

9 契約

スポンサーに採択された場合は、教育委員会と覚書（別記1）を締結させていただきます。

1 0 雑誌の購入代金の支払い方法

スポンサーにご提供いただく雑誌の購入代金は、図書館の指定する期日までに図書館が指定する雑誌納入業者へ直接お支払いください。

- (1) 支払いは一括前払いとします。
- (2) 振込手数料等支払いに必要な経費はスポンサーの負担とします。
- (3) 購入代金の価格変動により過不足が生じた場合は、年度末までに清算するものとします。
- (4) スポンサーの提供する雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、その後の広告掲出について、教育委員会と協議の上、決定するものとします。

1 1 広告の掲載内容の変更

スポンサーは、あらかじめ教育委員会に届け出ることによって広告の掲載内容を変更することができます。

広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、「広告掲載内容変更届」及び添付書類を図書館に提出してください。なお、その広告の掲載内容の変更についても、教育委員会が審査を行います。

1 2 雑誌提供の終了届

スポンサーは、原則として年度末に限り、雑誌の提供を終了することができます。

雑誌の提供を終了しようとするときは、1月31日までに、「雑誌提供終了届」を教育委員会に提出してください。

1 3 スポンサーの取消し

次のいずれかに該当する場合はスポンサーの決定を取り消し、広告の表示を中止するものとします。スポンサーの決定を取り消すこととなった場合は、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書（黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱様式第5号）により通知します。

- (1) 広告の表示期間中に、スポンサーが黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第4条各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (2) その他教育委員会がスポンサーとして適切ではないと認めるとき
- なお、上記の規定により広告の表示を中止した場合は、雑誌の購入費用は返金されません。

1 4 その他

- (1) 同一の雑誌に対して複数の応募があった場合は、原則として申込書の先着順で審査を行います。ただし、当該雑誌について現にスポンサーとなっているものが広告の掲載期間を延長しようとする場合は、優先的に審査を行うものとします。
- (2) ご記入いただいた個人情報は、黒部市個人情報保護条例（平成24年黒部市条例第4号）に基づき、雑誌スポンサー制度に関するものについてのみ使用します。

1 5 申込先及び問合せ先

〒938-0014 富山県黒部市植木23番地1

黒部市立図書館

電 話 0765-54-2311

F A X 0765-52-5162

メールアドレス tosyokan-k@city.kurobe.lg.jp

別記 1

覚 書

黒部市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、黒部市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第 1 条 甲は、乙から雑誌「」（以下「提供雑誌」という。）の提供を受ける。

（広告の掲載の方法）

第 2 条 乙は、提供雑誌の最新号にカバーに乙自身の名称及び広告を掲載することができる。ただし、掲載内容等についてはあらかじめ甲の審査を受けるものとする。

（提供の期間）

第 3 条 乙が甲に対して提供する期間は、甲が広告の掲載を決定した月の翌月から当該年度の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 2 月前までに、スポンサーから申出がない場合は、提供期間を 1 年間延長し、その後も同様とする。

（提供雑誌の購入代金の支払方法）

第 4 条 提供雑誌の購入代金の支払いは、甲が指定する納入業者に対し乙が直接支払う。

- 2 支払いは一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は年度末までに清算する。
- 3 振込手数料等支払いに必要な経費は、乙の負担とする。
- 4 提供雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、その後の広告掲出について、甲と協議の上、決定するものとする。

（広告掲載の責務）

第 5 条 乙は、自らが掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障する。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた

場合は、乙の責任及び負担において解決する。

(協議)

第6条 本覚書に定めない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図る。

本覚書は2通作成し、両者記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 黒部市三日市1301
黒部市教育委員会
教育長 中 義文

印

(乙) 所在地
名称
代表者

印